○厚生労働省令第二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号及び第七十四条第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十一日

厚生労働大臣　坂口　力

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（介護等の総合的な提供）

第二十九条の二　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

第四十三条中「第二十五条」の下に「、第二十九条の二」を加える。

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○農林水産省
国土交通省令第一号

漁港法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十八号）の施行に伴い、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項の規定に基づき、海岸法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十一日

農林水産大臣　谷津　義男
国土交通大臣　林　寛子

海岸法施行規則の一部を改正する省令

海岸法施行規則（昭和三十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は」に改める。

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

告　示

○防衛庁告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

日　時　平成十三年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二七度五五分　東経一四四度五八分
(イ)　北緯二五度〇〇分　東経一四五度三六分
(ウ)　北緯二五度二五分　東経一四七度三八分
(エ)　北緯二八度一五分　東経一四六度三〇分

実施艦　自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

日　時　平成十三年四月二日から六日まで（予備、同月七日から九日）の間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分
(イ)　北緯三二度二〇分
(ウ)　東経一二八度四六分
(エ)　東経一二九度一〇分

実施艦　自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

日　時　平成十三年四月三日（予備、同月四日）〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分　東経一四〇度一七分
(イ)　北緯三四度〇八分　東経一四一度〇二分
(ウ)　北緯三三度四四分　東経一四〇度二三分
(エ)　北緯三四度三一分　東経一四〇度〇八分

実施艦　自衛艦二隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第五十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

期　間　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間。ただし、日曜日及び祝日並びに平成十三年四月三十日、九月二十四日及び十二月二十四日を除く。

区　域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分　東経一四二度二二分
(イ)　北緯三八度四四分　東経一四二度三二分
(ウ)　北緯三八度二一分　東経一四二度一〇分
(エ)　北緯三八度二八分　東経一四二度〇〇分

訓練時間　〇七〇〇から一八〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第五十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

期　間　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間。ただし、日曜日及び祝日並びに平成十三年四月三十日、九月二十四日及び十二月二十四日を除く。

区　域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空

(ア)　北緯三二度〇三分　東経一三二度三八分
(イ)　北緯三二度〇〇分　東経一三二度三五分
(ウ)　北緯三二度三〇分三〇秒　東経一三二度〇九分三〇秒
(エ)　北緯三二度二五分　東経一三二度〇八分
(オ)　北緯三二度三八分　東経一三二度三八分

訓練時間　〇七〇〇から一九〇〇まで

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第五十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十三年三月二十一日

防衛庁長官　斉藤斗志二

期　間　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間。ただし、日曜日及び祝日並びに平成十三年四月三十日、九月二十四日及び十二月二十四日を除く。